

所有している土地は
適正に管理しましょう

最近、隣の土地からの枝木が自宅に入ってくるという相談や、隣のあき地の雑草が伸びて迷惑しているというような相談が増えていきます。

土地がこのような状態になっていくと近隣の生活環境を損なってしまう。また、放火や害虫が発生するおそれもあるので、所有している土地は適正に管理しましょう。

野犬に注意しましょう

市内で野犬の目撃情報が寄せられています。野犬を目撃した時は、市環境衛生課へ通報してください。菊池保健所衛生環境課と協力し、捕獲罠の設置や巡回を行ないます。野犬に遭遇した場合は、犬を刺激することは危険です。次の事に気を付けてその場から離れるようにしましょう。

- ・犬に背を向けない
 - ・急な動作をしない
 - ・犬に近づかない
 - ・大きな声を出さない
 - ・犬と視線を合わせない
- また、その土地に住み着く原因

にもなるので、安易に野犬にえさを与えないようにしましょう。

家庭ごみの分別方法が
一部変更になります

4月から家庭ごみの分別方法が一部変更になります(7ページでも一部紹介しています)。各家庭には『令和3年4月(保存版)のごみの分け方・出し方』の冊子と『令和3年度のごみ収集予定表』を配布します。

ごみ置き場は利用する地域の皆さんが管理しています。今後も正しいごみの分別にご協力をお願いします。分別についてご不明な点は、市環境衛生課までお問い合わせください。

ごみ出し早見表は、ごみの分け方・出し方の冊子や市ホームページに掲載しています。



ごみ出し早見表

リサイクルカレンダー

申請期限が迫っています

ふるさと創生基金事業補助金

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎(248)1813

市では、人材育成を目的に、スポーツや文化活動などで、県代表として県外で行なわれる九州大会や全国大会に参加した場合に経費の一部を補助しています。

期限を過ぎると申請できませんので、まだお済みでない人は早めに申請をお願いします。

▼補助対象

- ・市内に住所を有する人
 - ・県代表、またはそれに相当する出場資格を得て大会に出場した人
 - ・大会開催地が県外であること
 - ・世帯で市税などの滞納がないこと
- ※市内小中学校部活動は対象外です。(校長が申請する教育委員会の補助があります)

▼補助金額

- 大会開催地により異なります。
- ・九州内(沖縄以外) 5,000円
- ・国内(沖縄を含む) 10,000円
- ・海外 20,000円

▼必要書類

- ・補助金交付申請書(各種大会用)
- ・請求書

申請に必要な書類は、企画課窓口か市ホームページから入手できます。申請方法など、詳しくはお尋ねになるか、市ホームページをご覧ください。

▼申請期限

大会終了後、その年度内。なお、大会が3月にある場合は4月末まで。

●申し込み・問い合わせ先

企画課 企画広報班
☎(248)1813

※西合志総合窓口(御代志市民センター1)、須屋支所、泉ヶ丘支所では受け付けできません。



ぜひ、あなたの力を貸してください

統計調査員の登録者募集

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎(248)1813

統計調査員を募集しています

市では、国が実施する統計調査に従事し調査活動を行なう調査員を随時募集しています。調査員として登録しておく、年に数回実施される各種調査の際に優先的に依頼します。

統計とは

簡単にいうと、調査によって集められたデータのことです。国や自治体は、このデータを使って将来の計画を立て、計画に基づき政策を実施します。統計は私たちの日常生活にとっても身近なものとなっています。

統計調査とは

統計を集めるために実施する調査を統計調査といい、分野によって、さまざまな種類があります。今後実施予定の調査は、次のとおりです。

- ▼令和3年度 経済センサス活動調査、労働力調査、毎月勤労統計調査、社会生活基本調査
- ▼令和4年度(予定) 工業統計調査、就業構造基本調査

どんな人が登録できますか

- ①原則として満20歳以上で、市内での調査活動ができる健康な人
 - ②最後まで責任を持って調査事務を行なえる人
 - ③調査によって知り得た秘密を守ることができるとができる人
 - ④警察、税務、興信所などの業務に従事しておらず、選挙に直接関係のない人
 - ⑤その他、調査活動に支障のない人
- 以上を満たし、調査に熱意のある人であれば、どなたでも登録できます。

調査員の身分・待遇

調査員は、調査ごとに任命され、任命期間中は「非常勤の公務員」となります。ボランティアではなく、調査活動に従事した対価として、報酬(統計調査員手当)が調査完了後に支払われます。※統計調査員手当の額は日数や調査対象を考慮して決定します。また、所得税対象のため、任命期間によっては源泉徴収されることがあります。

調査員の仕事

※従事する調査ごとに多少異なります。

調査員事務打合せ会への出席・自宅での復習

調査についての説明を聞いて調査の方法や調査内容などを理解します。



調査世帯の確認・自宅での準備

調査対象となる世帯が市から示されますので、調査票を配布するための準備をします。



調査票の配布

調査対象世帯を訪問し、調査票を配布して、記入を依頼します。



調査票の取集

約束した日時に世帯を訪問し、調査票を取集めます。



調査票の取集

調査書類の検査をし、決められた期日までに市区町村に提出します。



どんな仕事をしますか

調査により多少異なりますが、おおむね2カ月程度です。

活動期間や場所は決まっていますか

調査票の回収など統一的に事務を行なう時期には、十分な時間をかけて集中的に活動する必要がありますが、スケジュールに沿っていれば、調査員各自の都合に合わせて活動計画を調整することもできます。

登録するには

登録を希望する人は、「統計調査員登録申請書」に必要事項を記入、押印のうえ企画課(市役所2階)へ郵送または持参してください。申請書は企画課に置いてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。 ※調査によっては、直ちに調査員として依頼できない場合や、やむを得ず希望と異なる調査地域を依頼する場合があります。

パートなど他の仕事と掛け持ちも可能です。現在この形態で従事している人もいます。さらなる市の発展のため、あなたの時間を使ってみませんか。

